

**川崎港の認知度向上に向けた港湾緑地等活用業務委託
企画提案書作成・応募要領**

1 目的・業務内容等

川崎港の認知度向上に向けた港湾緑地等活用業務委託仕様書のとおり

2 契約方法等

(1) 契約方法

公募型プロポーザル方式（随意契約）

(2) 業務規模概算額

4,500,000 円（消費税及び地方消費税を含む）以下

3 プロポーザル参加資格

本プロポーザルに参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 本業務と同種又は類似する本市及び他官庁並びに民間のいずれかにおける実績がある者。
- (2) 川崎市契約規則(昭和 39 年川崎市規則第 28 号)第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 令和 5・6 年度川崎市業務委託有資格者名簿の業種・種目「99 その他業務 01 催物会場設営及びイベント、運営・企画」に登載されているか、業者登録申請中で、企画提案会当日までに上記の業種・種目に登載見込みであること。

4 提案を求める内容

- (1) 本業務に対する考え方、取組の基本姿勢及び広報戦略
- (2) 本業務の目的を達成するための独自の視点や創意工夫のある企画内容やコンセプト
- (3) 川崎港の認知度向上に向け今後も展開が期待される事業
- (4) 船や各緑地の特性を活かした魅力的な企画になっているか
- (5) 幅広いニーズや課題の把握方法など
- (6) 運営体制・組織
- (7) 業務実行スケジュール
- (8) 想定利用者人数
- (9) 事故防止対策などの危機管理体制に関すること
- (10) 環境配慮に関することなどその他の工夫
 - ・仕様書で定める以外の内容についても自由に提案すること
 - ・提案内容は見積額とバランスが取れたものとする

5 スケジュール予定

本募集に係るスケジュールは次のとおりです。

内 容	日 付
企画提案募集開始	1 1 月 2 2 日 (金)
参加意向申出書提出期限	1 1 月 2 8 日 (木)
質問書提出期限	1 1 月 2 8 日 (木)
企画提案書提出期限	1 2 月 1 3 日 (金)
企画提案会	1 2 月 1 8 日 (水)

※上記スケジュールを変更する場合には、参加表明者に対して連絡します。

6 プロポーザル参加意向申出書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次によりプロポーザル参加意向申出書（様式 1）等を提出してください。期日に遅れた場合はいかなる理由があっても受領できません。なお、提出方法は持参又は郵送とし、郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る場合に限りです。

(1) 提出先

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町 1 番地

港湾局港湾振興部誘致振興課 佐藤担当

（電子メール） 58yuuti@city.kawasaki.jp

（電話番号） 044-200-3791

※プロポーザル参加意向申出書等については、川崎市ホームページからダウンロード可能です。

(2) 受付期間

受付期間：令和 6 年 11 月 22 日（金）から令和 6 年 11 月 28 日（木）まで

※郵送の場合、令和 6 年 11 月 28 日（木）正午必着

受付時間：午前 9 時から午後 5 時まで（閉庁日及び正午から午後 1 時までを除く）

(3) 提出書類

ア プロポーザル参加意向申出書（様式 1） 正本 1 部

イ 誓約書（様式 3） 正本 1 部

ウ 類似・関連事業の実績一覧表（様式 4） 正本 1 部

7 質問書の受付及び回答

(1) 受付期間

令和 6 年 11 月 22 日（金）から令和 6 年 11 月 28 日（木）まで

(2) 質問書の様式

質問書（様式 5）により提出してください。

(3) 質問の受付方法

質問書（様式 5）に御記入のうえ、電子メールで送信してください。電話・FAXでの質疑応答は行いませんので御注意ください。

(4) 回答方法

令和 6 年 12 月 2 日（月）にプロポーザル参加意向申出書（様式 1）を提出していただいた全ての事業者宛てに電子メールにて回答書を送信します。

8 プロポーザル参加資格確認結果通知書の交付

プロポーザル参加意向申出書を提出された事業者には、令和 6 年 12 月 2 日（月）にプロポーザル参加資格確認結果通知書（様式 6）を交付します。交付方法は、電子メールでの送信を基本とします。

9 企画提案書等の提出

企画提案書は、仕様書で提示された委託業務をどのように実施していくのかについて、具体的な提案を明記することとし、期日までに持参又は郵送にて事務局へ提出してください。期日に遅れた場合は、いかなる理由があっても受領できません。

(1) 受付期間等

受付期間：令和 6 年 11 月 22 日（金）から令和 6 年 12 月 13 日（金）まで

※郵送の場合、令和 6 年 12 月 13 日（金）正午必着

受付時間：午前 9 時から午後 5 時まで（閉庁日及び正午から午後 1 時までを除く）

(2) 提出場所

6(1)と同じ

(3) 提出書類

ア 企画提案書 8 部（様式任意、A4 判縦横どちらでも可。表紙を除き 15 ページ以内）

イ 見積書 8 部（原本 1 部、写し 7 部）（様式任意、見積に係る積算内訳を別途添付すること。内訳には積算根拠（単価、数量、回数、人数等）具体的に記入すること。）

ウ 業務実施体制表 8 部（様式任意）

エ 会社概要（パンフレット等） 8 部

オ ア～エの電子データを PDF 形式で保存した CD 1 枚

(4) 企画提案書等の取扱

ア 提出された企画提案書等は、返却いたしません。なお、提出された企画提案書等は、提出者に無断で選定以外の目的には使用いたしません。

イ 提出期限後は、企画提案書等の差替え、変更又は追加は認めません。

ウ 企画提案書等は、あくまでも本業務の委託にあたり知識、経験、熱意があるかどうか

- かを見る資料であり、企画提案書に記載の内容は尊重しますが、そこに盛り込まれた提案の全てが契約に反映されるとは限りません。
- エ 企画提案書の受領後、本市が必要であると判断した場合には、補足資料を求めることがあります。
- オ 企画提案書等に記載した担当予定者は原則として変更できません。退職等やむを得ない理由により変更を行なう場合には、本市の了解が必要となります。
- カ 企画提案書等の作成に係る費用は、事業者の負担とします。
- キ 提出物は、川崎市情報公開条例（平成 13 年 3 月 29 日条例第 1 号）の対象になります。

10 企画提案会

(1) 日時

令和 6 年 12 月 18 日（水）午前 10 時 00 分から（予定）

※ 詳細については、各提案事業者へ別途通知いたします。

(2) 場所

川崎市川崎区宮本町 1 番地 川崎市役所 16 階 港湾局会議室

(3) 選考評価方法

本市が設置するプロポーザル評価委員会において選考評価をいたします。なお、評価基準は、別表「川崎港の認知度向上に向けた港湾緑地等活用業務委託 選定評価基準」のとおりです。

各委員（100 点満点）が評価を行った結果を集計し、最も高い評価を得た事業者を契約予定者とします。最高得点者が複数いる場合は、委員の協議により最終順位を決定します。

ただし、契約予定者として選定されるためには全体の得点に比し、獲得した合計点が 60%以上である必要があります。

なお、提案者が 1 事業者のみであっても審査は実施し、審査結果において、各委員の評価点が基準点（60 点）を超えるときは当該応募者を契約予定者とします。

(4) 提案説明

ア 提案説明は企画提案書等のみで行うこととし、パソコンやプロジェクター等は使用しないものとします。

イ 提案説明は各事業者 25 分（説明 15 分、質疑応答 10 分）以内とします。ただし、参加事業者の申込状況等により、あらかじめ説明時間を短縮する場合があります。

ウ 契約後に本業務に携わる人が企画提案書の作成、及び企画提案会に参加してください。なお、出席者は 2 名以内とします。

(5) その他

プロポーザル評価委員会は、川崎市審議会等の会議の公開に関する条例（平成 11 年 3 月 19 日条例第 3 号）第 5 条第 3 号の規定に基づき非公開とします。

11 選考結果

選考結果については、令和 7 年 1 月上旬にすべての提案事業者に郵送で通知します。また、本市ホームページで公表します。

12 企画提案の辞退

参加意向申出書を提出した後に企画提案を辞退される場合は、令和 6 年 12 月 13 日（金）までに持参又は郵送によりプロポーザル参加辞退届（様式 2）を提出してください。

※郵送の場合は令和 6 年 12 月 13 日（金）正午必着

13 契約手続等

(1) 選考結果の通知後、速やかに選定された事業者と契約締結に向けた手続を進めます。

(2) 契約書の作成は必要とし、契約書類作成等に係る費用は、事業者の負担とします。

(3) 契約保証金

川崎市契約規則（昭和 39 年川崎市規則第 28 号）第 33 条各号に該当する場合は免除となりますが、それ以外の場合は契約金額の 10 パーセントを納付する必要があります。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則等は川崎市ホームページ「入札情報かわさき」で閲覧できます。

URL: <http://www.city.kawasaki.jp/233300/>

(5) 委託代金の支払

委託業務の全部が終了した後の支払を原則としますが、本市と選定された事業者との協議により、委託業務の一部に既済部分があると認められる場合に限り、本市による中間検査を経て、当該既済部分に係る委託代金の一部を支払うことができるものとします。

(6) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(7) 関連情報を入手するための窓口は 6(1)と同じです。